

【参考；改正後通知本文】

指第 39 号

平成 10 年 7 月 6 日

最終改正 医政指発第 0331001 号

平成 18 年 3 月 31 日

各 都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省健康政策局指導課長

特別医療法人に係る定款変更等の申請について

標記については、平成 10 年 7 月 6 日付け健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知「特別医療法人について」により行われているところであるが、この具体的取扱いについては、局長通知に定めるもののほか、左記のとおり取り扱われたい。

記

第 1 医療施設について（規則第 30 条の 35 第 1 項第 2 号関係）

局長通知第 2 の 2 の(1)①アからケまでに掲げる病床は、それぞれ次に掲げる要件に該当する病床をいうものであること。

1 規則第 30 条の 35 第 1 項第 2 号イ関係

「専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- (1) 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院又は診療所の病床であること。

- (2) 当該疾患の診断及び治療、調査研究並びに他の機関に所属する医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の病床であること。

なお、「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、上記(1)及び(2)に示した病院又は診療所の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をいうものであること。

2 規則第30条の35第1項第2号ロ関係

「専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- (1) リハビリテーションに関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院又は診療所の病床であること。

- (2) リハビリテーションの診断及び治療、調査研究並びに他の機関に所属する医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の病床であること。

なお、「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、上記(1)及び(2)に示した病院又は診療所の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をいうものであること。

3 規則第30条の35第1項第2号ハ関係

「救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、地域において救急患者の診療を担当する救急告示病院若しくは救急告示診療所、休日夜間急患センター若しくは在宅当番医制を担当する初期救急医療機関、病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設又は救命救急センター等のいわゆる第三次救急医療施設に該当する医療機関で、実質的に当該地域の救急医療体制において不可欠な機能を有するものに係る専ら救急診療用として確保される病床をいうものであること。

4 規則第30条の35第1項第2号ニ関係

「精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、当該疾患の診断及び治療

に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

この場合、「老人性精神疾患」とは老年期にみられる認知症、脳血管性認知症、初老期における認知症等器質性精神障害の他、統合失調症様状態、躁うつ状態等の機能性精神障害がこれに含まれ、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができることとされていること。

なお、昭和63年7月5日健医発第785号厚生省保健医療局長通知「老人性認知症疾患治療病棟及び老人性認知症疾患デイ・ケア施設の施設整備基準について」に基づく老人性認知症疾患治療病棟の病床及び平成3年6月26日健医発第819号同局長通知「老人性認知症疾患療養病棟の施設整備基準について」に基づく老人性認知症疾患療養病棟の病床については、本号に該当するものであること。

また、「小児精神疾患」とは児童・思春期にみられる精神障害を総称するものであり、知的障害、自閉症、登校拒否、薬物依存、神経性食欲不振症等が、これに含まれることとされていること。

5 規則第30条の35第1項第2号ホ関係

「治療方法の確立していない疾病にり患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、特定疾患治療研究対象疾患等の診断及び治療並びに調査研究に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

6 規則第30条の35第1項第2号ヘ関係

「小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院又は診療所であって、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床」とは、小児慢性特定疾患治療研究対象疾患等の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有するものであって、養護学校等の施設が隣接している等学校教育を受けることのできる病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

7 規則第30条の35第1項第2号ト関係

「専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、末期のがんその他の悪性新生物の患者で、疼痛などがん末期の諸症状に対する治療を必要とするものを入院させ、末期の医療を行うに当たって必要な人員、病室等の体制を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

8 規則第30条の35第1項第2号チ関係

「専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関しその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

9 規則第30条の35第1項第2号リ関係

「病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- (1) 病院又は診療所の開放化に関し、地域保健医療計画等都道府県の作成する医療機関に関する整備計画に基づく病院又は診療所の当該機能に係る病床であること。
- (2) 当該病院又は診療所の存在する圏域の医師又は歯科医師のすべてが利用できることとされていること。

第2 法人の業務について（規則第30条の35第1項第3号関係）

- 1 その法人の診療報酬の額が「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

2 その他の診療報酬額について

自費患者に対し請求する金額は、次に掲げるもののほか、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるものであること。

- (1) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額
- (2) 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性に鑑み、適正、妥当と認められる額
- (3) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

3 健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

(7) 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査

(9) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断

(10) 老人保健法（昭和57年法律第80号）第20条の規定により市町村が行う健康診査又は同法第21条の規定により都道府県が市町村に代わって行う健康診査

第3 特別利益の供与について（規則第30条の35第1項第5号関係）

1 医師等に対する給与について

医師等に対する給与については、役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えることはできない。

第4 医療法人の組織及び運営について（局長通知第2の6関係）

1 役員等の構成関係

- (1) 評議員は、寄附行為又は定款において、役員とする必要はないこと。
- (2) 役員の選任については、寄附行為者又はその者と特別な関係にある者と直接関係にあるような者（例えば寄附行為者の親族等で一定の姓を名乗る者又は寄附行為者等が指定する者等）を役員に充てるものである旨が寄附行為又は定款に規定されていないことを要するものであるが、その法人の経営する病院の院長、医師、看護師、事務長等特定の職にある不特定の者が役員となることを否定するものではないこと。

2 役員会及び評議員会の運営関係

役員会及び評議員会の運営については、あらかじめ通知のあった事項について、書面による出席又は議決は、局長通知第2の6の(1)又は(2)に定める出席又は議決と認めて差し支えないこと。ただし、役員については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適当であると認められないこととなるので留意すること。

第5 定款変更等の具体的手順について

特別医療法人に係る法第44条又は第50条の規定による医療法人の設立認可又は寄附行為若しくは定款の変更認可の申請に当たっては、持分請求権の放棄についての出資社員全員及び役員の同意を経、規則及び局長通知に定める承認要件の充足を行った上で申請を行い都道府県主管部局の審査を受けるとともに、申請に先立ち、適宜、都道府県主管部局（局長通知第4の3に該当する場合にあっては都道府県主管部局及び税務当局）との事前協議を行うよう、申請者に対して指導するものとする。

第6 その他

特別医療法人に係る申請書等を別紙1から別紙5までのとおり、収益業務に係る法第51条第1項の届出の書式を別紙6のとおり定めることとするほか、規則第31条又は第32条に定める申請書及び書類については、従前の例のとおり取り扱って差し支えないものとする。